農業委員会だより

よこてし 横手市
2026.10　No.43



目次

■農業委員会活動情報 …… 2
■農業委員・農地利用最適化推進委員募集 … 3
■農業委員・農地利用最適化推進委員の
おもな仕事について …… 4
■相続登記の義務化 …… 5
■農業者年金Q＆A（法人役員編）…… 6
令和８年度農作業標準料金について
■編集後記

～一度食べたらやみつきに 唯一無二の手づくりの味～

今回の表紙は、横手市増田町の加工グループ「アップルファーム」の皆さんです。

増田町の特産品であるりんごを始めとした地元の食材を加工利用し、焼肉のたれやジャム、チャツネ等を生産、販売しているこちらのグループは、昭和55年に当時の生活改善グループで活動していた主婦たちで結成。現在は二代目が継承し６名で活動中です。

私が特におすすめしたい商品は、秋田県種苗交換会で農林水産大臣賞を受賞した「りんご焼き肉のたれ」です。農業関係者からも太鼓判をいただいており、県外の親戚に送ったところ大評判！市販品にはない独自の風味で、それぞれの素材が持つ魅力をほのかに感じさせる心地よい味わいは、まさにここでしか味わえない唯一無二の逸品です。

これからも地域の活性化と貴重な食文化を守るとともに末永く活動し、後世に伝えてもらいたいと思います。

広報・食農推進委員　千葉　　肇

農業委員会活動情報

6月19日開催 農地利用状況調査全体会を行いました

農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消などを目的に、毎年夏季に1回、農業委員、農地利用最適化推進委員が各地域を巡回し、前年度に把握した遊休農地が解消されているか、新たに遊休化した農地はないか等、農地の状況を確認する「農地パトロール」を実施しています。

今年度の実施に向けた全体会では、農地状況の把握やパトロール箇所の確認を行い、各地域の遊休農地解消に向けた連携を確認するとともに、農地パトロールの出発式を行いました。

私も平鹿地域の担当委員として、農地の適正利用に向けて積極的に取り組んでまいります。農地をお持ちの皆さんには、引き続き適正な管理へのご理解とご協力をお願いいたします。

（文：武藤 吉喜 農業委員）



▲今年度も遊休農地の発生防止に尽力しています

秋田県農業委員会女性協議会に出席してきました

令和8年6月30日、ホテルメトロポリタン秋田にて「秋田県農業委員会女性協議会総会・研修会」が開催され、横手市からは4名の女性委員が出席しました。

研修会では、秋田県における男女共同参画・女性活躍の推進について学びました。県内各分野で女性の活躍が増えてきている一方、家庭内での育児・家事・介護などは依然として女性の負担割合が大きい実情も示されました。

また、化粧品メーカー・株式会社アルビオン白神研究所所長の小平努氏による講演では、化粧品の原料である「水」を求めて世界遺産・白神山地に着目し、原料開発のため藤里町で農業を営むようになった経緯や、地元雇用にもつながった取り組み内容について、出席者は熱心に耳を傾けていました。

今回の研修を通じて、農業分野における女性の役割や可能性について改めて考える機会となりました。また、農業と地域資源を結び付けた取り組みが地元の雇用や活性化につながる事例は、私たちの活動にも通じるものがあると感じました。今後も地域農業の魅力を皆さんにわかりやすくお伝えしてまいります。

（文：小笠原 夏子 農業委員）


▲男女の役割については、今なお根強い意識が在ること等が紹介されました

定期的に事務調整会議を開催しています

横手市内8地域では、各地域における農地の売買・賃借・転用等が適切に行われているか、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに、定期的な確認や協議の場を設けております。

私が出席する十文字地域では、毎月一回開催しており、農業委員会総会へ上程される申請内容の事前確認や協議以外にも、農政や行政への政策提言・意見の取りまとめ、農業・農地にまつわる様々な角度から情報交換を行い、農地の適正利用に取り組んでおります。

私は農業委員会に所属して二期目となりますが、農地法や農業政策への理解を深める上でも、非常に有意義な会議だと感じています。この会議を通じて、農業が抱える様々な課題や地域農業の将来について考える機会が増え、学んだことを今後の活動に活かしてまいります。農業者が減少して行く現状において、農地の貸し手や借り手の理解と協力を得ながら、遊休農地の発生を未然に防ぐためにも、地域農業を守る取り組みを今後も続けて行きたいと思います。

農地についての相談や困り事は、農業委員会事務局または最寄りの地域課農業委員会担当までご連絡ください。

（文：新山 武 農業委員）


▲各地域で定期的に開催しています

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

令和９年３月の任期満了に伴い、次期委員の募集を行っています。
募集期間：令和８年10月１日(木)～令和８年10月28日(水)　午後５時必着

横手市の農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します(市HP ID：1005455)

	農　業　委　員 (市長が任命)	農地利用最適化推進委員 (農業委員会が委嘱)
活動の範囲	横手市全域	担当地域
主な職務内容	毎月の総会に出席し、農地法等に基づく農地の権利移動や転用に係る許可等について審議し、決定などを行います。 また、農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロール等の現場活動や農地の違反転用の防止・解消などの指導を行います。	農業委員と連携して、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロールや担い手への農地集積を推進するための農地の貸し手・借り手の掘り起こしなど、主に地域に密着した現場活動を行います。
任　期	令和９年４月１日～令和12年３月31日	委嘱日～令和12年３月31日
報酬(月額)	41,000円	35,000円
募集人数	24名	23名(地域ごとに人数あり) 横手 3、雄物川 4、山内 2、増田 3、大森 4、大雄 2、平鹿 3、十文字 2、総数 23人
資格要件	市内に住所を有する方(ただし、農業委員については、市外に住所を有していても、市内に農地を所有し経営を行っている方は推薦を受ける又は応募することができます。) ※次のいずれかに該当する方は除きます。 ・法令により兼職が禁止されている方や公務遂行上適当と認められない方 ・暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方	
	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域において、そのための活動ができる方

応募方法及び提出先

応募方法	推薦と自薦による方法があり、詳しくは募集要項をご確認ください。 ※推薦・応募書類及び募集要項は、横手市農業振興課、農業委員会または最寄りの地域課農業委員会担当窓口にて配布している他、市ホームページにも掲載しています。
提出	○持参の場合は、「農業委員会事務局」または「最寄りの地域課農業委員会担当」窓口まで ○郵送の場合は、「〒013-0060　横手市条里二丁目1番15号(サンサン横手内) 横手市農業委員会事務局」宛

問合せ先				
	農業振興課農業政策係	0182-32-2112	十文字地域課産業建設係	0182-42-5119
	増田地域課産業建設係	0182-45-5515	山内地域課産業建設係	0182-53-2934
	平鹿地域課産業建設係	0182-24-1118	大雄地域課産業建設係	0182-52-2111
	雄物川地域課産業建設係	0182-22-2187	農業委員会事務局	0182-35-2172
	大森地域課産業建設係	0182-26-2116		

農業委員・農地利用最適化推進委員の活動を紹介します

「農業委員や農地利用最適化推進委員って何をする人？」「地域にいる委員ってどんなことをしているの？」そんな疑問をわかりやすく紹介します。

未来へつなぐ、地域農業のサポーター

私たちの食卓を支える農業。その大切な基盤である農地を守り、地域の農業がこれからも続いていくような活動をしているのが「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」です。

農業委員とは？

農地の売買や貸し借り、転用（農地を農地以外の目的で利用すること）などについて審議を行い、農地が適正に利用されるよう取り組んでいます。

また、地域の農業者の声を聞き、農業の発展に向けた活動も行っています。

農地利用最適化推進委員とは？

地域の現場に出向き、農地の利用状況を確認したり、担い手となる農業者への農地の集積・集約化を勧めたりする役割を担っています。耕作されていない農地の発生防止や解消にも取り組み、地域の農地を次の世代へ引き継ぐために活動しています。

①許 認 可

農業委員は、農地の売買や賃貸借、転用や現況判断等の許認可を行うため、毎月開催される総会で多くの申請内容を審議しています。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会からの要請に応じ総会に出席し、担当する地域の農地利用について意見を申述べ、審議内容に加味されます。



②現場活動

農業委員と農地利用最適化推進委員双方が連携しながら、農地の適正管理、違反転用や遊休農地の発生防止・解消のため、農地パトロール等の現場活動を行っています。



③市長への提言

地域農業者の代表として、現場の課題や農業者の声をとりまとめ、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書を提出しています。



④地域計画の見直し支援

策定した地域計画のブラッシュアップ（見直し）を行い、将来の農地利用に関わる意向確認や目標地図の実現に向けた農地の集約化に必要な土地利用調整等の役割を担います。



このほか、全ての農業委員、農地利用最適化推進委員が毎月どのような活動をしたのか、月ごとに活動内容を記録し、農地等に係る情報共有に取り組んでいます。

横手市内に農地を持つ方へ大切なお知らせ

「相続登記」が義務になりました！ ～ 農地を相続したら、２つの手続きをお忘れなく ～

農地の所有者が亡くなったら…まず確認！

手続き❶　農業委員会への権利取得の届出

期　　限：おおむね10か月以内
必要書類：相続する農地明細のわかるもの
届 出 先：横手市農業委員会

▲農業委員会への届出（市HP：1003779）

手続き❷　法務局への相続登記申請

期　　限：３年以内
申 請 先：秋田地方法務局大曲支局

相続登記の申請義務化特設ページ（法務省HP）▲

手続き❶　農業委員会への「権利取得の届出」とは？

相続・遺産分割等により農地の権利（所有権・賃借権など）を取得した場合、農地法第３条の３の規定により、農地が所在する市町村の農業委員会へ農地等についての権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内の期間に届け出る義務があります。

手続き❷　相続登記は義務です

▼相続登記とは？

亡くなった方（被相続人）名義の不動産（農地を含む）を、相続人の名義に変更する登記手続きです。

▼義務化のポイント

相続登記　義務化のルール（一目でわかる！）	
対　象　者	相続により不動産（農地含む）を取得した方
期　　限	相続を知った日から【３年以内】
令和６年４月１日以前の相続	経過措置あり→令和９年３月31日まで！
守らないと…	10万円以下の過料（罰則）



▼遺産分割が終わっていないまたは先々代名義の農地がある場合

先々代以前の名義の場合：複数回の相続が未登記でも、まずは法務局・司法書士へご相談ください。

A　遺産分割協議が終わっていない　または先代・先々代名義のまま…

・まず相続人であることを法務局に申し出る「相続人申告登記」で期限内の義務を一時的に履行

B　遺産分割協議が成立したら

・分割成立日から「３年以内」に正式な相続登記を申請
・農業委員会への届出（手続き①）も忘れずに！

よくある質問（Q&A）

Q. 農地を相続したが、自分では耕作できない。それでも届出は必要？

A. 必要です。 農地法第３条の３の届出は、耕作するかどうかに関わらず、権利を取得した全員に義務があります。届出後、農業委員会が農地の利用について相談に応じます。

Q. 相続登記をしないと農地を売ったり貸したりできない？

A. できません。 名義が故人のままでは農地の売買・貸借の手続きができません。早めに登記を済ませましょう。

Q. 令和６年４月１日より前に亡くなった親の農地が未登記。今からでも間に合う？

A. 間に合います。 経過措置により令和９年３月31日までに登記すれば罰則はありません。ただし早めの対応を強くお勧めします。

Q. 相続人が複数いて、誰が農地を引き継ぐか決まっていない。

A. まず「相続人申告登記」で義務を一時的に履行し、遺産分割協議が整い次第、正式な相続登記を行ってください。

農業者年金のこと

もっと教えて！たもつ君！



このコーナーでは、農業者年金のことならなんでもわかる“たもつ君”がみんなの疑問に答えるよ！

第3回　農業に関する法人の役員になっても大丈夫？

農業に関する法人の役員になる前に農業者年金に影響がないかまずは相談を！

加入している方の場合

★継続できるか確認項目があります。継続できない場合、届出が必要になります。

受給している方の場合

★後継者等へ経営を譲ることで年金を受給している方（経営移譲年金または特例付加年金）は特に注意が必要です。

　また、ご自身が法人役員となる際も、受給資格に関わる確認がありますので、事前にご相談ください。

※老齢年金のみの場合は、影響ありません。



たもつ君、農業者年金に加入しているうちの息子が、今度農業法人を立ち上げて代表役員になるんだけど、何か影響はあるかしら？



法人となると、引き続き加入できるのか確認しなければならない部分がでてきますね。



え!? 加入できない場合があるの？



そうなんです。その法人がどんな形態で、どんな立場の役員かによって、農業者年金の加入要件に関わりがあるんですよ。



なら、うちの夫も農業者年金を受給しているんだけど、確認が必要かしら？



息子さんへ経営を譲っているようであれば、受給資格や給付条件に関わるので、もちろん確認が必要です。



わかったわ！
夫と息子に伝えて、早めに相談に伺うわ！



是非！手続きも異なるので、役員になる前にあらかじめ相談しておくと安心ですよ！

もっと教えて！たもつ君！

登場人物紹介　注：架空設定につき実在する農業委員とは無関係です

たもつ君…雄物川のスイカ農家。農業者年金、教えます！

ゆみこママ…雄物川で稲作中の50代。年金って難しい……！



（独）農業者年金基金

市HP（ID：1002533）

令和８年度　農作業標準料金

農作業標準料金を確認したい方へ
市ＨＰ（ID：1003676）
＊具体的な料金は、当事者同士でご相談ください。

編集後記

秋の虫の鳴き声が聞こえ始め、季節の移り変わりを感じるようになりました。田んぼや畑の様子に目を向けても、季節が確かに進んでいるのを実感します。

今年も自然災害が相次ぎ、大雨や地震による農作物の被害を耳にするたびに、生産者の皆さんのことを思うと心が痛みます。一日も早く豊かな実りが戻ることを願っております。

日々の作業は大変ですが、作物の成長に励まされる場面も多いものです。これからも、わかりやすく親しみやすい地域農業の情報を皆さんにお届けしてまいります。

髙田 恵律子

広報・食農推進委員会

木村 由美子　高橋 正也　千葉 肇　小笠原 夏子　新山 武　髙田 恵律子　髙橋 馨　小松田 英人　武藤 吉喜

令和８年10月１日　第43号
編集発行者／横手市農業委員会
秋田県横手市条里二丁目１番15号　サンサン横手内　TEL.0182-35-2172　FAX.0182-32-5020
E-mail nogyo@city.yokote.lg.jp　印刷：有限会社 神谷印刷